平成26年9月八戸市議会定例会一般質問事項（教育委員会分）

（9月8日、9日　2日間）

○9月8日（月）

会派・議員名	発言事項	発言の要旨	担当課	頁
公明党 前澤　時廣	3　教育行政について	(1)　奨学金制度の拡充について	学校教育課	1
		(2)　小学校における部活動の現状について	学校教育課	4
		(3)　部活動の課題と解決へ向けた取り組みについて	学校教育課	5
		(4)　指導者数、指導者体制について	学校教育課	6
公明党 夏坂　修	3　公共施設の維持管理について	(2)　館鼻公園の震嘯災記念碑の文化財指定について	社会教育課	7
	4　教育行政について	(1)　特別支援教育について		
		ア　現状と課題について	総合教育センター	8
		イ　（仮称）子どもセンターについて	総合教育センター	9
		(2)　読書活動の推進について		
		ア　読書科の導入について	教育指導課	10
		イ　読書通帳の導入について	教育指導課	11

○9月9日（火）

会派・議員名	発言事項	発言の要旨	担当課	頁
日本共産党議員団 松田　勝	1　政治姿勢について	(2)　教育委員会制度改革について	教育総務課	12
	4　教育行政について	(1)　西地区給食センター建設について	学校教育課	13
		(2)　旧柏崎小学校跡地利用について これまでの経過と今後の対応について	教育総務課	14
		(3)　いじめ対策について		
		ア　基本方針の検討状況について	教育指導課	15
		イ　これまでのいじめ対策について	教育指導課	16

質問者(議員名)	前澤　時廣　議員
発言事項	３　教育行政について
発言の要旨	(1)　奨学金制度の拡充について
質問内容	①　奨学金制度の現状について伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	八戸市の奨学金制度は、八戸市在住又は出身で、将来を嘱望される人材であるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、無利子で学資を貸与するものである。 現行の奨学金の募集区分は、一般奨学金と償還免除型の特別奨学金がある。 一般奨学金には、応募した年度から貸与を開始する在学採用枠と前年度の内に予約し、翌年度４月から貸与を開始する予約採用枠を設けており、貸与額は、大学・短大・専修学校及び高等専門学校の４・５年生は月額４万円、高校と高等専門学校の１～３年生は月額２万円である。 償還方法は、貸付終了から一年経過した後に、10 年以内で償還する。 特別奨学金は大学のみで、在学期間中に年１回、市内の中学校で進路指導に関する講話を行うこと等を条件に月額 10 万円を給付し、償還を免除している。
担当課	学校教育課

◎再質問

再質問の有無	□　有　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	□　有　■　無
発言内容(概要)	

質問者（議員名）	前澤　時廣　議員
発言事項	３　教育行政について
発言の要旨	(1)　奨学金制度の拡充について
質問内容	②　奨学金の成果と課題について伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容（概要）	八戸市奨学金は、昭和30年からスタートした事業である。 これまで大学・短大・高校等を合わせて、約3,000人に学資を貸与し、本市出身の若者の人材育成に、大きな役割を果たしてきている。 今年度の新規採用の状況は、書類選考等の結果、在学採用は、大学・短大等の区分が募集20名程度に対して11名、専修学校の区分が募集13名程度に対して１名、高校・高専の区分が募集14名程度に対して19名採用した。 予約採用は、大学・短大等の区分が募集20名程度に対して21名、高校・高専の区分が募集26名程度に対して18名採用し、償還免除型の特別奨学金は募集２名程度に対して１名採用した。 今年度の貸与額は、継続者を含め189名で、総額7,436万円である。 現行制度の課題としては、募集定員に対して応募者が少ない区分があることがあげられる。一方、学生としては、奨学金制度を利用したくても、無利子とはいえ、将来の返済に対する不安が少なからずあることが考えられる。 市教育委員会としては、現行の奨学金制度全般について、見直しを図っていく。
担当課	学校教育課

◎再質問

再質問の有無	□　有　■　無
質問内容（概要）	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容（概要）	

◎要望

要望の有無	□　有　■　無
発言内容（概要）	

質問者(議員名)	前澤　時廣　議員
発言事項	３　教育行政について
発言の要旨	(1)　奨学金制度の拡充について
質問内容	③　新たな給付型奨学金制度の導入について伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	経済事情にとらわれず、高校生や大学生等が安心して教育が受けられる育英制度の充実・拡充が急務となっている。 国においても「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、奨学金制度の拡充が取り上げられたところである。また、文部科学省においても、平成27年度予算要求において、奨学金の無利子枠拡大に必要な経費を計上したところである。 市教育委員会としては、現行の貸与型奨学金制度の見直しを図るとともに、講話等の条件のない給付型の奨学金を平成27年度から導入し、本市の奨学金制度の拡充を図っていきたいと考えている。
担当課	学校教育課

◎再質問

再質問の有無	■　有　□　無
質問内容(概要)	①　給付型奨学金を導入した場合の、恒久的な財源の捻出について伺いたい。 ②　定住促進を目的とした返還免除の奨学金制度を実施している自治体もあるが、当市の場合は無条件とするのか伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	①の質問への答弁 恒久的な財源については、現在も償還免除型の特別奨学金の財源にあてている「奨学ゆめ基金」を財源としたいと考えている。 「奨学ゆめ基金」の主な財源は、東京都練馬区にある元学生寮等の跡地の貸付に伴う賃料であり、賃料と貸与型奨学金の募集区分の見直しを図ることで、給付型奨学金の財源は十分確保できると考えている。 ②の質問への答弁 市教育委員会としては、講話等の条件のない給付型の奨学金を導入したいと考えている。今後、選考方法や貸与型奨学金とのバランスなど、他の自治体や関係団体の奨学金制度も参考に研究し、平成27年度から導入したいと考えている。

◎要望

要望の有無	□　有　■　無
発言内容(概要)	

質問者(議員名)	前澤　時廣　議員
発言事項	３　教育行政について
発言の要旨	(2)　小学校における部活動の現状について
質問内容	小学校における部活動の現状について伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	○小学校の「部活動」は、学習指導要領に明記されていないことから、県教育委員会では、小学校期のスポーツ活動については、学校における部活動と地域スポーツの連携を図りながら、適正に実施するよう求めている。 ○市内小学校のスポーツ活動の運営形態は、部活動として位置づけられ、教員が主体となって運営しているものと、保護者等に運営を委ねているものとの２つに分けられる。 ○今年度、市内小学校 47 校のうち、部活動として実施している学校は 30 校、保護者等に全部または一部の運営を委ねている学校は 17 校である。 ○来年度以降、保護者等に運営を委ねる形態へ移行を検討している学校が３校あり、ここ数年、増加傾向にある。
担当課	学校教育課

◎再質問

再質問の有無	□　有　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	□　有　■　無
発言内容(概要)	

質問者(議員名)	前澤　時廣　議員
発言事項	３　教育行政について
発言の要旨	(3)　部活動の課題と解決へ向けた取り組みについて
質問内容	部活動の課題とその解決に向けた取り組みについて伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	○小学校期におけるスポーツ活動は、健康の保持増進や体力の向上、集団の中で規律やルールを学ぶ、共通の目標に向かって協力し、努力する過程の中で友情を深める、思いやりの心を身に付けるなど、人間形成を図る上で有意義なものである。 ○本市においては、児童数の減少により、これまで活動してきた部活動が維持できなくなってきている状況があり、部活動を担当している教員が、教材研究や児童に向き合う時間などを十分に確保できないなどの課題がある。 ○他県では、地域のスポーツクラブ等が受け皿となり、小学校期におけるスポーツ活動を完全に学校から切り離しているケースがほとんどであるが、本市では、地域事情によって、受け皿となるスポーツクラブ等が不足しており、学校から切り離した形態への移行は、難しい状況にある。 ○各学校においては、地域密着型教育を通して、部活動を支援する体制づくりを模索している。 ○市教育委員会としては、今後も各学校の実情に即した適切なスポーツ活動が実施されるよう支援していきたい。
担当課	学校教育課

◎再質問

再質問の有無	□　有　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	□　有　■　無
発言内容(概要)	

質問者（議員名）	前澤　時廣　議員
発言事項	３　教育行政について
発言の要旨	(4)　指導者数、指導者体制について
質問内容	指導者数、指導者体制について伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容（概要）	○昨年度の調査によると、市内小学校で部活動の顧問となっている教員数は、全体の約６割にあたる 410 名であり、そのうち 183 名は、放課後や休日の技術指導、対外試合の引率等を行っている。 ○残りの 227 名は、技術指導は担当せず、活動の見守り、引率補助などを務めている。 ○学校から委嘱されている外部指導者は 204 名おり、その中には単独で技術指導を行っている方もいるが、多くは教員の補助的な立場で指導にあたっている。
担当課	学校教育課

◎再質問

再質問の有無	■　有　□　無
質問内容（概要）	中学校の部活動の引率要件の緩和について市教委の所見を伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容（概要）	○生徒数の減少に伴い、運動部の縮小を余儀なくされている学校がある。 ○そのため、新たな部活動を開設するには難しい現状がある。 ○小学校期におけるスポーツ活動の運営が地域やスポーツクラブへ移行される方向にある中、中学校でも一人一人のニーズに合わせた活動を充実させることは重要な課題である。 ○各種大会における引率要件の緩和が認められるよう、今後も県中学校体育連盟に対し要望していく。

◎要望

要望の有無	■　有　□　無
発言内容（概要）	○全国中学校体操競技選手権大会で第１位となった生徒は、学校に部活動があったが、市内には部活動がないために出場できなかった生徒もいる。 ○今後、学校により格差が生じないよう要望していってほしい。

質問者(議員名)	夏坂　修　議員
発言事項	３　公共施設の維持管理について
発言の要旨	(2)　館鼻公園の震嘯災記念碑の文化財指定について
質問内容	津波防災の観点から希少である震嘯災記念碑を文化財に指定し、市が将来にわたって管理していくことについて伺いたい。
答弁者	■　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	・昭和8年に起きた昭和三陸地震による津波被害を伝える記念碑は、洋野町から三沢市にかけて9基残されている。 ・これらの中には移設や撤去を予定しているものがある。 ・八戸市では、平成25年に記念碑の前に説明板を設置している。 ・記念碑は、所有者及び管理者が不明であることなどから、文化財指定は困難であると考えられる。 ・災害遺産として重要であることから、今後、所有者の問題を含め、管理や保存のあり方について、検討して参りたい。
担当課	社会教育課

◎再質問

再質問の有無	□　有　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	■　有　□　無
発言内容(概要)	・文化財への指定についてはハードルが高いことは理解した。 ・三沢市三川目の震嘯災記念碑は解体される予定と聞いているが、八戸市ではなんとしても記念碑を保存・管理し、防災意識の向上に役立てて欲しい。

質問者（議員名）	夏坂　修　議員
発言事項	４　教育行政について
発言の要旨	(1)　特別支援教育について 　ア　現状と課題について
質問内容	特別支援教育の現状と課題について伺いたい。
答弁者	□　市長　　■　教育長　　□　部長
答弁内容（概要）	○現在、市内の小・中学校では、特別支援学級に在籍する児童生徒の人数、さらには通常学級の中で支援を必要としている児童生徒の人数は、毎年増加している。 ○そのため、特別支援学級を担当する教員の人数も増加している。 ○特別な支援を必要とする児童生徒には、一人一人の教育的ニーズに応じた対応が求められているが、特別支援学級では、特別支援教育に関する免許を保持している教員の割合が4割に満たないという現状である。 ○また、通常学級の担任についても、特別な支援を必要とする児童生徒に関わる経験が不足していることがあり、適切な指導や支援が十分にできていないケースもある。 ○そのような中、保護者は、自分の子どもに合った教育や子育ての仕方について助言や支援を求めている現状である。 ○市では、教育委員会の教育相談「うみねこ」をはじめとして、健康増進課や障がい福祉課等で相談事業を行っており、さらには、県立の特別支援学校でも教育相談が実施されている。 ○しかし、相談を希望する保護者にとっては、相談窓口のどこに相談すればよいのか迷ったり、出向いた先が子どもにとって最適の窓口ではなかったりすることがある。 ○そのことが、保護者に時間的にも精神的にも負担をかけることになり、早期の適切な助言や継続的な相談につながらないケースもある。 ○以上のことを、相談窓口に関する課題であるととらえている。
担当課	総合教育センター

◎再質問

再質問の有無	□　有　　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	□　有　　■　無
発言内容(概要)	

質問者（議員名）	夏坂　修　議員
発言事項	４　教育行政について
発言の要旨	(1)　特別支援教育について イ　(仮称)子どもセンターについて
質問内容	(仮称)子どもセンターについて伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容（概要）	○現在のように相談窓口が複数の課や場所にまたがっていることにより、保護者への適切な助言や支援につながらないという課題を踏まえて、発達に関する相談や子育てに関する助言を行う(仮称)子どもセンター設置に向けて準備が進められている。 ○今年度は、特別支援教育担当指導主事と、特別支援教育に関して専門的に相談や助言を行う専門指導員を教育指導課から総合教育センターに移し、教育相談「うみねこ」と合わせて、市教育委員会内の相談窓口の一本化を図った。 ○また、専門指導員を3名から5名に増員したことで、健康増進課で行っている相談事業にも関わることができ、就学前からの総合的な相談や支援が始まっている。 ○他には、発達支援センター先進地域の視察や、市教育委員会、健康増進課、こども家庭課、障がい福祉課の関係各課との検討会議を行っている。 ○今後は(仮称)子どもセンター設置に向けて、機能、業務内容、人的配置、施設設備、市民への周知方法等について検討し、段階的に実施していくためにも、各課との一層の連携推進を図りたいと考えている。 ○子育て・教育の充実したまちの実現に向けて、本市の教育環境の整備に努めていく。
担当課	総合教育センター

◎再質問

再質問の有無	□　有　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	□　有　■　無
発言内容(概要)	

質問者(議員名)	夏坂　修　議員
発言事項	４　教育行政について
発言の要旨	(2)　読書活動の推進について ア　読書科の導入について
質問内容	読書活動の推進を図るための、「読書科」の導入について教育長の所見を伺いたい。
答弁者	□　市長　　■　教育長　　□　部長
答弁内容(概要)	○平成 26 年２月に市教育委員会で実施した調査によると、本市では、全ての小学校と 84%の中学校が「朝読書」をはじめとした全校一斉読書に取り組んでいる。 ○その他に、自分の手元に本を置き、休み時間等の空いた時間にはいつでも読書をする「隙間読書」を推奨している学校も多くある。 ○読書で得た知識や感想等を伝える活動は、国語の授業を中心に行われているが、その他にも、多くの学校において児童生徒に「お薦めの本」を紹介するカードを書かせて展示したり、本の内容を紹介し合う「ブックトーク」という活動に取り組んだりしている。 ○教科として「読書科」を導入するためには、文部科学省に対して「教育課程特例校」を申請し、市内全小・中学校の教育課程の再編成、さらには、指導計画や評価基準の策定等、解決しなければならない課題がある。 ○また、新たな教科を設置することにより授業時数が増え、児童生徒並びに教員の負担が増えることも予想される。 ○市教育委員会としては、「読書科」を設置している自治体の取組も参考にしながら、各校の実情に合わせて現在行われている読書活動を着実に推進し、学校図書館ネットワーク事業やマイブック推進事業とも連動させながら、より充実したものにして参りたい。
担当課	教育指導課

◎再質問

再質問の有無	□　有　　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　　□　教育長　　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	□　有　　■　無
発言内容(概要)	

質問者(議員名)	夏坂　修　議員
発言事項	４　教育行政について
発言の要旨	(2)　読書活動の推進について イ　読書通帳の導入について
質問内容	児童生徒の読書意欲を引き出すための「読書通帳」を導入することについて、教育長の所見を伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	○自分がどのような本を読んできたかを振り返ることは、児童生徒の読書の幅を広げ、読書意欲を喚起する有効な手立てであると考える。 ○現在、本市の小・中学校で活用されている「学校図書館ネットワークシステム」は、全ての児童生徒が、自分の図書の貸出履歴を検索し活用することができるシステムとなっている。 ○そのシステムを活用して、中学校３年生の国語の授業において、読書履歴をもとに自分の読書活動を振り返り、読書の幅を広げるための話合い活動を行っている学校もある。 ○また、読んだ本の冊数をグラフで表し、自分の読書履歴を振り返ることで、読書意欲の喚起を図る取組も、多くの学校で行われている。 ○「読書通帳」を導入するためには、新たなシステムを構築する必要があるが、本市で運用している「学校図書館ネットワークシステム」の活用を進めることにより、児童生徒の読書意欲を喚起することは可能であると考える。 ○市教育委員会としては、今後は「読書通帳」に取り組んでいる自治体の例も参考にしながら、 本市独自の「学校図書館ネットワークシステム」の有効活用を図り、児童生徒の読書意欲を高めるための取組を支援して参りたい。
担当課	教育指導課

◎再質問

再質問の有無	□　有　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	□　有　■　無
発言内容(概要)	

質問者(議員名)	松田　勝　議員
発言事項	1　政治姿勢について
発言の要旨	(2)　教育委員会制度改革について
質問内容	平成27年4月1日に施行となる教育委員会制度改革について、市長の考えを伺いたい。
答弁者	■　市長　　□　教育長　　□　部長
答弁内容(概要)	・今回の改革の主な内容としては、まず、現行の教育委員長と教育長の職務を一本化した新たな「教育長」が設置されることとなる。ただし、この新「教育長」については、現在の教育長の任期中は従来どおりとする経過措置がある。 ・また、首長の新たな権限として、教育の大綱を策定すること、総合教育会議を設置すること、新「教育長」を議会の同意を得て直接任命することなどが盛り込まれている。 ・私の教育行政に対する基本姿勢としては、これまでと変わらず、教育委員会の独立性を尊重した上で、連携を図っていきたい。 ・さらに、来年度以降は新制度に基づき、教育委員会との共通認識をさらに深め、市長部局と教育委員会がそれぞれの役割をしっかりと果たしていけるよう努めて参りたい。 ・今後とも、教育の政治的中立性、継続性、安定性には十分配慮し、市長部局、教育委員会、教育現場の連携を密にしながら、教育行政の推進に努めていく。
担当課	教育総務課

◎再質問

再質問の有無	□　有　　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　　□　教育長　　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	■　有　　□　無
発言内容(概要)	・新制度では首長の振る舞いが重要となってくると思うので、決定機関である教育委員会を尊重し、教育行政に取り組んでいただきたい。

質問者(議員名)	松田　勝　議員
発言事項	４　教育行政について
発言の要旨	(1)　西地区給食センター建設について
質問内容	西地区給食センター建設事業の今後の見通しについて伺いたい。
答弁者	□　市長　□　教育長　■　部長
答弁内容(概要)	○現在、建設を予定している新西地区給食センターは、建設工事費に見込んでいた国の「学校施設環境改善交付金」が不採択となったことから、やむを得ず供用開始スケジュールの変更をすることになった。 ○平成 26 年度の当交付金の採択状況は、全国で申請 230 件に対し、採択 170 件、不採択が 60 件であった。 ○この状況を受けて国に対しては全国公立学校施設整備期成会を通じて「緊急要望書」を提出したところである。 ○引き続き国の年度内補正の動向を注視し、追加募集があった場合に、即時申請できるように準備を進めているところである。 ○なお、当交付金手続きの第一段階である平成 27 年度建築計画については、県を通じて既に提出済みである。 ○今後の建設工事の着工時期や供用開始時期については、交付金の採択時期によって確定することとなる。 ○旧施設の老朽化を考慮し、遅くとも平成 29 年 4 月に供用可能となるよう、交付金の確保に全力で取り組みたい。
担当課	学校教育課

◎再質問

再質問の有無	□　有　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	■　有　□　無
発言内容(概要)	○老朽化に伴う、西地区給食センターの建替えは、安全・安心な給食提供のために急務である。 ○今後とも、財源の一部である交付金の確保のため、努力してほしい。

質問者(議員名)	松田　勝　議員
発言事項	4　教育行政について
発言の要旨	(2)　旧柏崎小学校について これまでの経過と今後の対応について
質問内容	これまでの経過と今後の対応について伺いたい。
答弁者	□　市長　　□　教育長　　■　部長
答弁内容(概要)	○　柏崎小学校は地盤沈下の影響や、保護者・地域の意見を踏まえて平成23年8月に移転改築した。 ○　跡地活用については、庁内検討委員会や柏崎地区連合町内会代表、山車関係者が参加する関係団体連絡会議において検討を重ねてきた。 ○　検討開始当初には様々な活用案があったが、検討が進むにつれて意見が集約され、校舎は全面解体し、全て公園とするか、町内の理解を得て公園の一部に山車製作用地を確保するかの二案に絞られたところである。 ○　今後は連絡会議での議論を踏まえつつ、市全体としての活用も視野に入れて検討する必要があるが、まずは、地方債の特例措置などを活用し、更地の状態にすることが当面の目標と考えている。
担当課	教育総務課

◎再質問

再質問の有無	□　有　　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　　□　教育長　　■　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	□　有　　■　無
発言内容(概要)	

質問者(議員名)	松田　勝　議員
発言事項	４　教育行政について
発言の要旨	(3)　いじめ対策について ア　基本方針の検討状況について
質問内容	国や県の方針を受けて、市として現在どのような内容を検討しているか伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	○　平成25年９月に施行された「いじめ防止対策推進法」により、学校は「いじめ防止基本方針」の策定及びいじめ防止等の対策のための組織設置が義務付けられている。 ○　市教育委員会では国及び県の「いじめ防止基本方針」を受けて、現在、八戸市の「いじめ防止基本方針」を策定中である。 ○　基本方針を策定する上で最も重要と捉えていることは、いじめの未然防止である。 ○　主な施策として、道徳教育及び体験活動等の充実、早期発見のための措置、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進などを定め、実効性のあるものにしたいと考えている。 ○　いじめはインターネット上のものも含め、学校以外の場所においても起こり得るものであることから、家庭、地域社会全体で児童生徒を見守り育てることが大切であると考えている。 ○　市内全小・中学校では、地域密着型教育を推進しており、ＰＴＡや地域の関係団体等と学校が、児童生徒の現状について共通理解を図り、組織的に「いじめ根絶」に向けて取り組めるような内容にしたいと考えている。
担当課	教育指導課

◎再質問

再質問の有無	□　有　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	■　有　□　無
発言内容(概要)	○ 効果的ないじめ対策をとっていただきたい。

質問者(議員名)	松田　勝　議員
発言事項	4　教育行政について
発言の要旨	(3)　いじめ対策について 　イ　これまでのいじめ対策について
質問内容	いじめ防止対策推進法の施行により、市の対策としてどのような点について強化していくことになるのか伺いたい。
答弁者	□　市長　■　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	○　これまで各学校では、いじめの早期発見のために、アンケート調査、個別面談、生活記録ノートや日記、家庭訪問等により、日常的な実態把握に努めている。 ○　また、児童生徒がお互いに理解し合い、温かな人間関係を築いていけるように、教科、道徳、特別活動等の指導を通して、自己有用感や充実感が実感できる学校づくりに努めている。 ○　市教育委員会では、各学校への必要な指導や適切な支援として、「いじめ問題への取組に対する点検」の実施、青少年グループ訪問での情報提供、小学生による「いじめ対話集会」、中学生の生徒会交歓会による「いじめ問題についての話し合い」を行ってきた。 ○　また、いじめの報告を受けた際には、詳細な事実確認を行い、学校に対して指導や助言を行っている。 ○　さらに、教育指導課内に設置されている少年相談センターにおいて、児童生徒及び保護者の来所及び電話相談に対応している。 ○　市教育委員会としては、今後は、これまでの取組を基盤に、児童生徒に対し、加害者、傍観者にならないという強い気持ちをもたせていきたいと考えている。 ○　また、いじめは生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるという危機感を、学校、家庭、地域社会が共有し、いじめの未然防止に重点を置いた取組を充実させるよう指導・助言して行きたい。
担当課	教育指導課

◎再質問

再質問の有無	□　有　■　無
質問内容(概要)	
答弁者	□　市長　□　教育長　□　部長
答弁内容(概要)	

◎要望

要望の有無	□　有　□　無
発言内容(概要)	

教育委員会定例会資料
平成 26 年 9 月 26 日
学　校　教　育　課

八戸市学生寮等跡地の貸し付けについて

１　募集要項（概要）

①賃借人の決定方法　　　一般競争入札

②入札物件

【所　　在】　東京都練馬区豊玉北一丁目 20 番 6、20 番 54、20 番 55、20 番 56
【地　　目】　宅地
【面　　積】　（公簿）1,430.30 ㎡　　（実測）1,430.30 ㎡
【貸付面積】　1,358.17 ㎡（実測面積から防火水槽用地部分を除いた面積）
【用途地域】　第一種中高層住居専用地域

③貸付期間

公正証書で定められた始期から平成 47 年 3 月 31 日まで

④借地の種別及び建設できる建物

借地借家法第 23 条（事業用定期借地権等）に基づく建物に限定

⑤入札

入札方法は年間貸付料の額（事前に、見積額の 100 分の 10 以上の入札保証金を納付）

⑥契約

落札者と覚書を締結後、公正証書を作成し契約が確定（公正証書作成までに、「落札額に相当する額」以上の額の契約保証金を納付）

⑦貸付料

・第 1 期分を 4 月 1 日までに、第 2 期分を 10 月 1 日までに納付
・みなし公租公課分の金額や消費者物価指数等を勘案し、3 年ごとの改定可

⑧今後のスケジュール

期　　日	項　　目
H26. 9.16（火）	公表
H26. 9.29（月）～H26.10. 2（木）	質問受付
H26.10. 6（月）～H26.10.10（金）	入札参加申込受付
～H26.10.23（木）	入札保証金納付
H26.10.28（火）	入札
～H26.11.13（木）	覚書締結
～H26.12.11（木）	契約保証金納付、契約締結

２　その他

・周知方法　　報道機関への情報提供による周知
　　　　　　　市ホームページ

土地の概要：東京都練馬区豊玉北一丁目

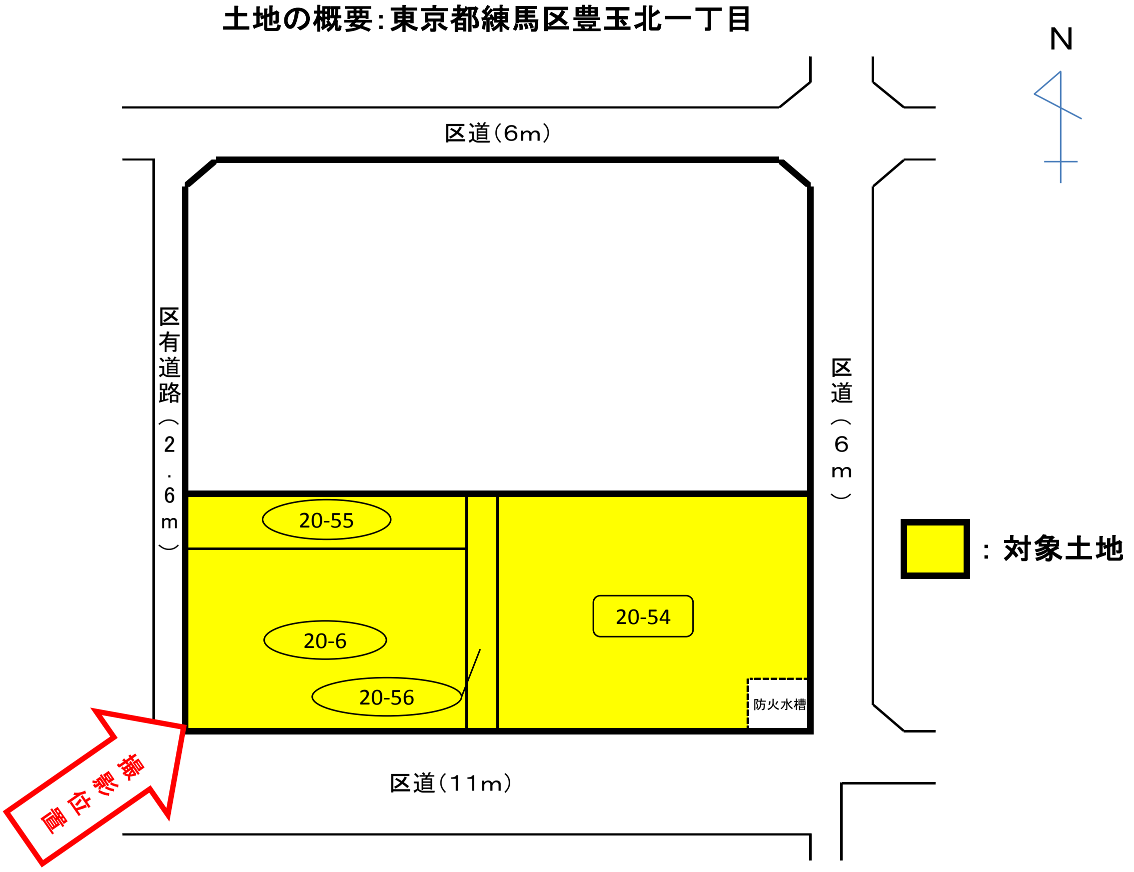

現地写真